

資料3

区災害時対応の全体像と救援センターについて

令和8年1月20日

総務部 防災危機管理課

目次

1. 豊島区の特徴と災害における課題
2. 首都直下地震による被害想定
3. 区の災害対応の全体像
4. 救援センターについて

01

豊島区の特徴と 災害における課題

1. 豊島区の特徴と災害における課題

豊島区は人と建物が密集した高密都市ですが、災害が発生すると、この豊島区の特徴が防災上の弱点となってしまいます。

豊島区の特徴

鉄道を中心とした公共交通網が発達し、便利なまちです。転入者も増加傾向にあり人口密度日本一です



池袋駅の日あたり平均乗降客数

約**230万人**以上（令和5年度）



人口密度日本一

226.5人/ha（令和7年1月）



木造密集地域

区内**4割**

災害時に関する課題

人や建物が密集した便利なまちであることが、災害時の課題となってしまいます



帰宅困難者の発生



避難者の発生



建物全壊や焼失

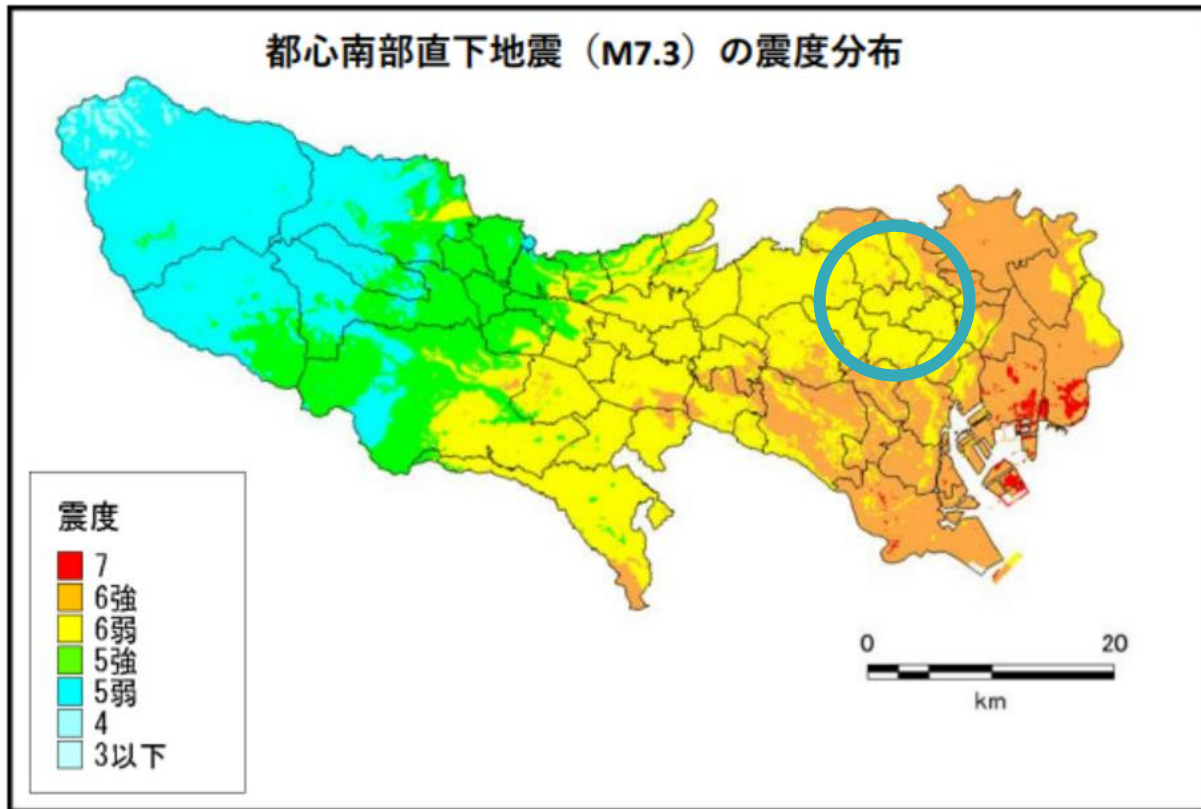
02

首都直下地震による 被害想定

2. 首都直下地震による被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定される地震のうち、「都心南部直下地震」と「多摩東部直下地震」では、豊島区の大部分で震度6弱が想定されています。

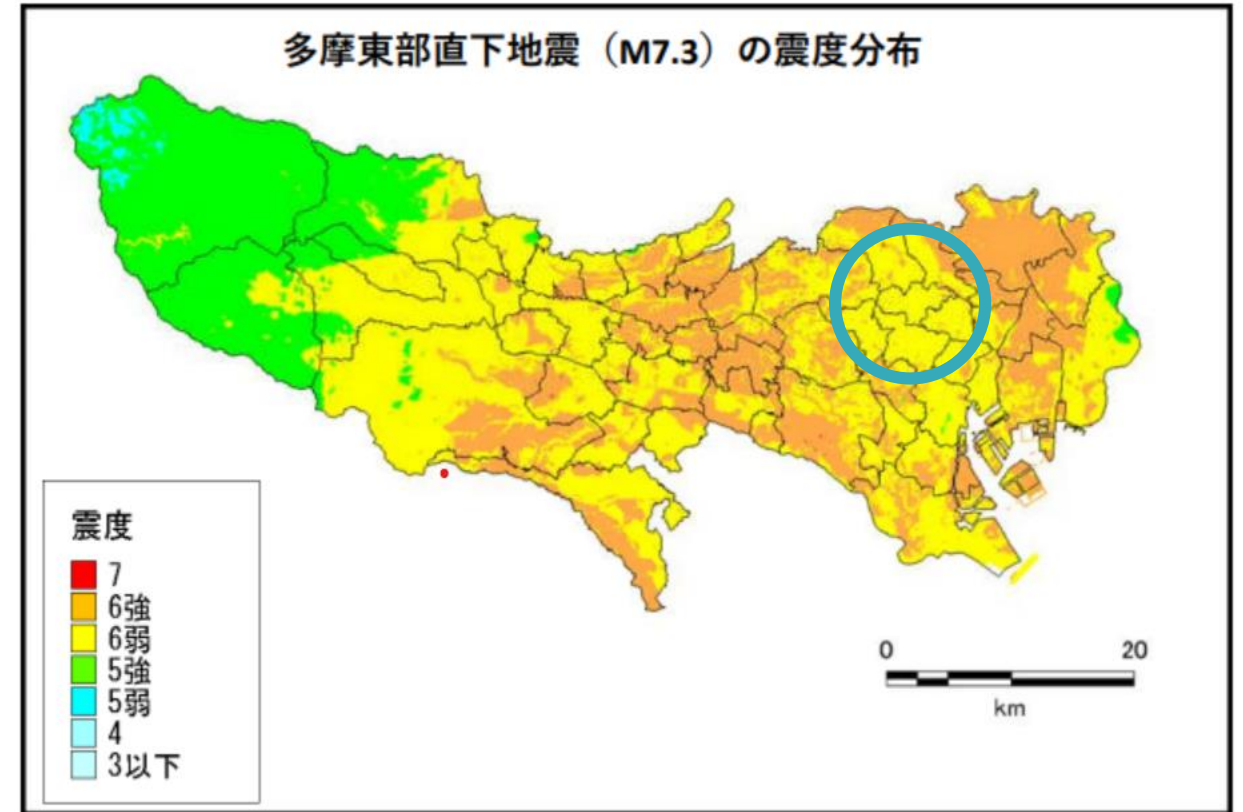
都心南部直下地震（M7.3）の震度分布



区内における面積比率

震度6弱：90.7% 震度6強：9.3%

多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布



区内における面積比率

震度6弱：93.7% 震度6強：6.3%

2. 首都直下地震による被害想定

首都直下地震の今後30年間の発生確率は70%であり、**建物倒壊、火災による被害、多くの帰宅困難者の発生**が想定されています。

豊島区の被害想定

想定される災害の規模を知り、どのような被害が発生するのか、あらかじめ知っておくことが大切です
豊島区では、**建物倒壊、火災による被害、帰宅困難者**が目立っています

人的被害	物的被害	ライフライン被害	その他の被害
死者 59人	建物全壊棟数 827棟	電力（停電率） 6.5%	帰宅困難者 128,014人
負傷者 1,467人 (うち重傷者236人)	焼失棟数 860棟 (倒壊建物含まず)	通信（固定電話不通率） 1.9%	避難所への避難者数 32,136人
		ガス（供給停止率） 0.0%	エレベーター閉じ込め数 647台
		上水道（断水率） 21.6%	震災廃棄物 43万t
		下水道（下水道管きょ被害率） 3.4%	

※「首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議」より一部抜粋
豊島区に大きな被害が想定される「都心南部直下地震（冬の夕方18時 風速8 m/秒）」及び
「多摩東部直下地震（冬の夕方18時 風速8 m/秒）」のうち、被害の大きい方を記載

03

区の災害対応の全体像

防災危機管理課と各所管課が担当する業務

防災危機管理課は平常時には計画部門と一部の実動、発災時には災害対策本部の事務局となる組織です。災害対応業務の実動は全庁体制になります。

指令情報部（防災危機管理課含む）が担当する災害対応業務

指令情報部は、主に災害対策本部の事務局や物資輸送を担当し、災害対応業務の実動は全庁で行います

災害対策本部の事務局



- 本部の指令、要請及び通報に関すること
- 都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること

物資輸送・備蓄倉庫



- 救助物資及び応急資器材の輸送に関すること
- 備蓄倉庫の管理に関すること

帰宅困難者対策



- 現地連絡調整所及び情報提供セッションの開設・運営に関すること
- 帰宅困難者等の一時収容及び帰宅支援に関すること

応急給水活動



- 応急給水活動に関すること

各所管課が担当する災害対応業務（一部抜粋）

以下のような災害対応業務の実動は各所管課で行います
（各所管課の担当業務は災害対策本部運営要綱を参照）

避難所開設運営



医療救護



要援護者対策



災害廃棄物処理



ペット防災



遺体収容場所の運営



平常時とは異なる相談への対応



住家被害認定調査 罹災証明書発行

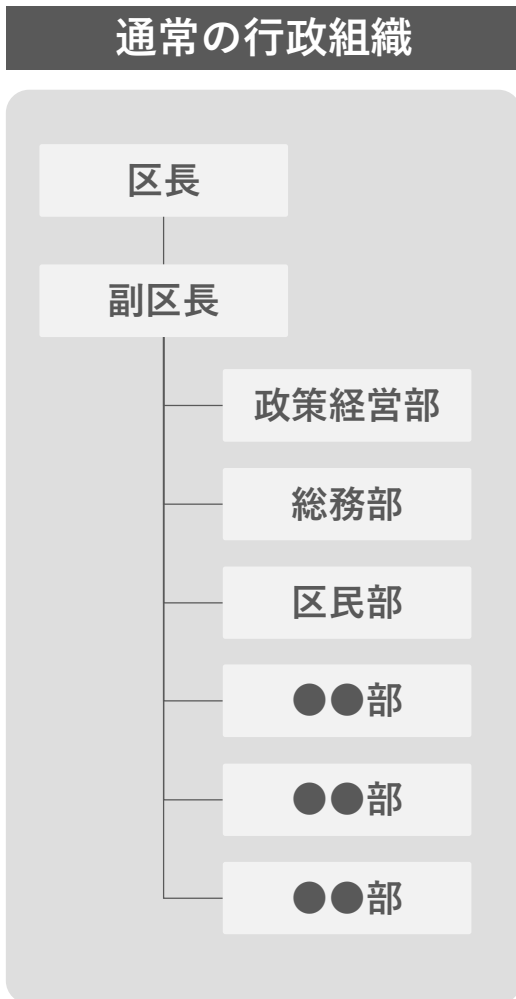


生活再建支援



災害対応業務を行う組織体制

豊島区で震度5弱以上の地震が発生した場合、通常の行政組織から災害対策組織へ移行して災害対応にあたります。



※「豊島区業務継続計画」非常時優先業務にある担当部・課を掲載

(参考) 参集基準と主な参集場所

豊島区で震度5弱以上の地震が発生した場合、専門業務従事職員は参集します
 豊島区で震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が参集します。

参集基準

豊島区で震度5弱以上の地震が発生した場合、専門業務従事職員は参集します

4	5弱	5強	6弱以上
防災危機管理課職員	防災危機管理課職員	防災危機管理課職員	全職員
災害対策要員	災害対策要員	災害対策要員	
—	防災危機管理課 兼務職員	防災危機管理課 兼務職員	
—	管理職	管理職	
—	専門業務従事職員	専門業務従事職員	
—	—	救援センター配備職員	

※豊島区地域防災計画より抜粋

参集方法と参集場所

参集方法例（公共交通機関が使用不可の場合）

徒歩



自転車



※災害時の状況に応じて参集方法は各個人で判断する

震度5弱・5強でも参集する職員の参集場所

災害対策本部
(5弱以上で参集)



救援センター
(5強以上で参集)



※専門職種・指定職場職員は各指定の場所に参集する

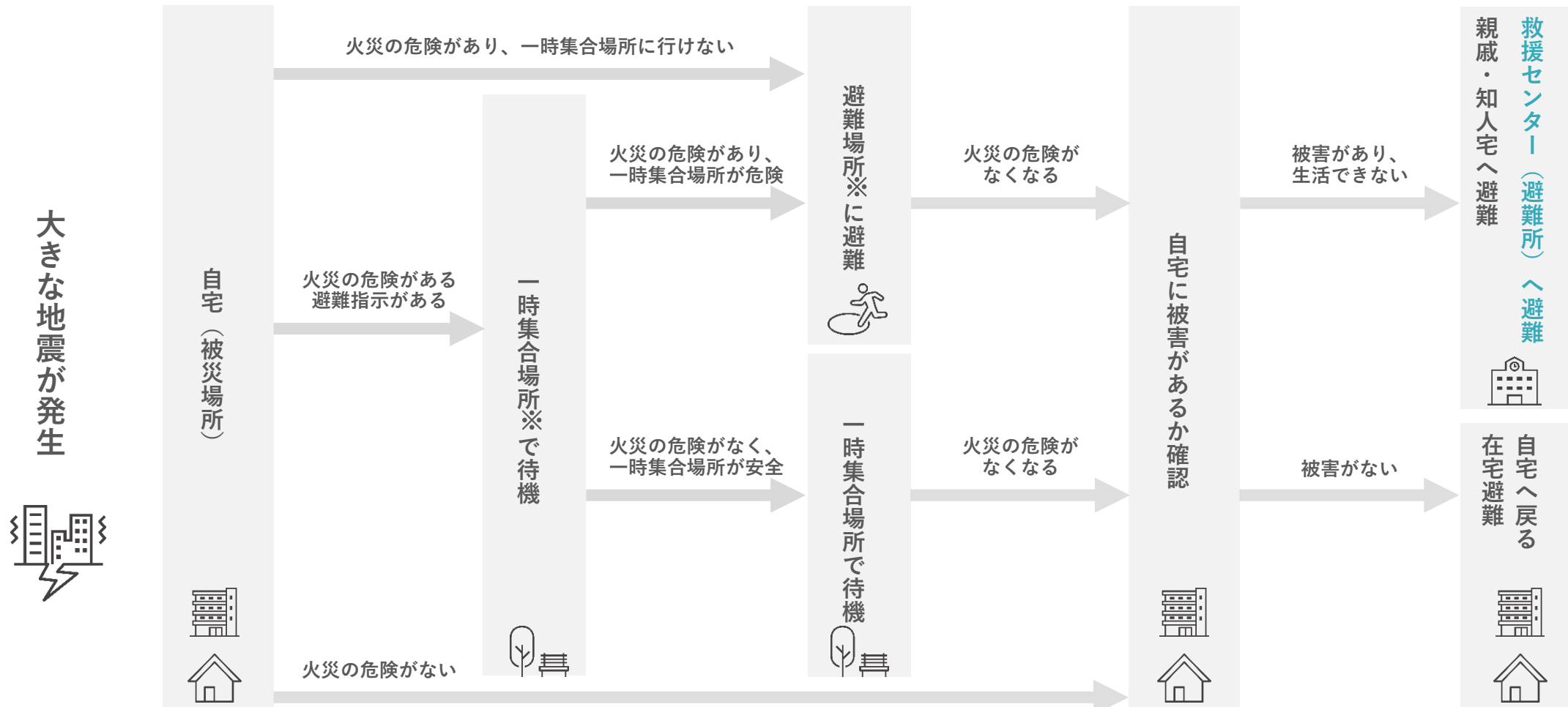
04

救援センターについて

大きな地震が発生した時の避難の流れ

延焼火災から身を守るために、一時集合場所又は避難場所に避難します。

自宅に被害があり、生活できない場合には、救援センター（避難所）に避難します。



※一時集合場所：町会が指定した地域の集合場所で、災害による危険から一時的に身を守る場所。主に区立公園が指定されている。

※避難場所：大規模な延長火災が鎮火するまで一時的に待機する場所。東京都が指定しており、区内では、立教大学、学習院大学、雑司ヶ谷霊園などが指定されている。

救援センターの概要と主な機能

地震などの災害により自宅が倒壊するなどし、住むことができなくなった方々が、一時的に避難生活を送るための施設です。また、被災者に対して情報提供や医療救護、物資の提供などの様々な活動を行う防災拠点にもなります。

救援センターの主な機能

1

一時的な
宿泊場所の提供



2

給水・給食活動



3

ライフラインの提供



4

情報連絡
災害情報の収集提供



5

慢性疾患の方への
医療救護活動



6

動物避難所



※救援センターは、「一時集合場所の機能」や「在宅避難者や要援護者への支援機能」を持つ。

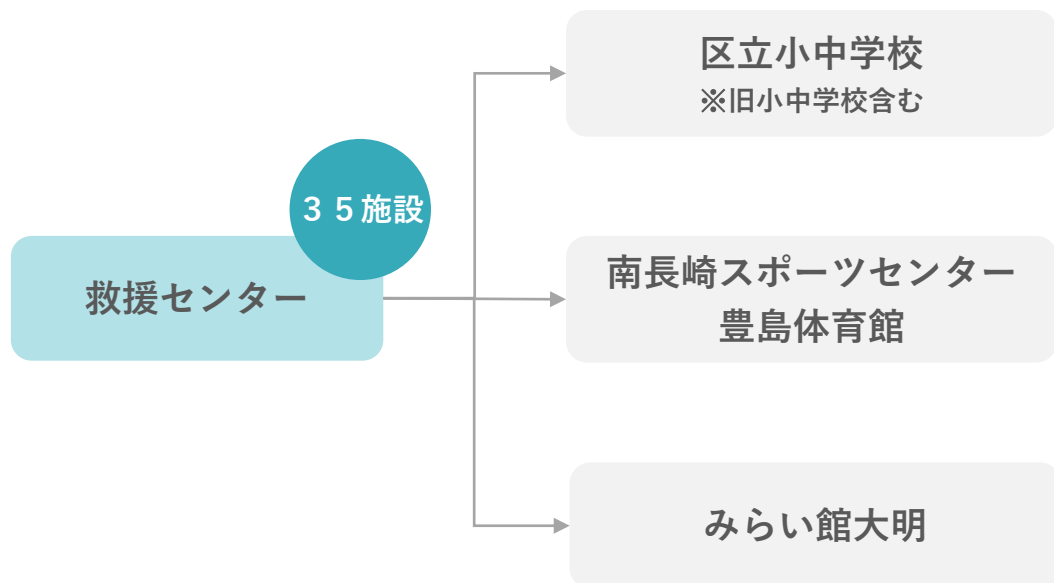
※災害対策基本法に定められた「指定緊急避難場所・指定避難所」に指定しており、災害の種類（「地震」「洪水」「内水氾濫」「崖崩れ」「大規模火災」）ごとに整理

救援センターの指定施設と開設基準

救援センターは小中学校をはじめとした区有施設35か所が指定されています。
地震における開設基準は、豊島区で震度5強以上の地震が発生した場合です。

救援センターの指定施設

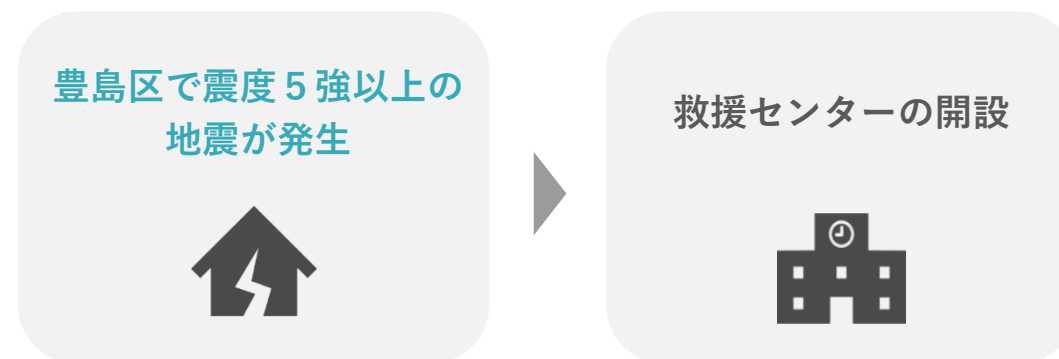
区立小中学校や体育施設等、35施設が指定



救援センターの開設基準

豊島区で震度5強以上の地震が発生した場合

※その他の場合には、災害対策本部長（区長）の指示による



一時的な宿泊場所の提供

救援センター（避難所）における良好な生活環境を確保し、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに配慮した救援センター（避難所）運営を行います。

概要説明

段ボールベッドや毛布を備蓄し、体育館や教室等を宿泊場所として提供
要配慮者や盲導犬同伴エリア等、配慮が必要な方の避難スペースを設置



体育館における避難スペース

配慮が必要な方の避難スペース例 (それぞれに教室を割り当て)

乳幼児の
いる家族

外国人

盲導犬
同伴エリア

車いすの方
足腰の弱い方
足を怪我した方

新たな取組

「女性の視点」を取り入れた備蓄物資と 救援センター（避難所）運営体制の見直し

女性の視点PTを立ち上げて、備蓄物資と避難所運営を検討

- 防火女性の会会長、女性町会長、防災士の親子、女子学生、消防署女性職員、区女性職員で構成される「女性の視点PT」を立ち上げ、備蓄物資、避難所運営について、女性、育児、介護の視点から再確認を実施
- 実施したアンケートで必要と回答が多かった備蓄品を整備。備蓄品の整備や救援センター開設運営マニュアルへの意見反映を実施



女性の視点からみた
防災PTによる検討の様子



検討により整備される
避難所用簡易テント

ライフラインの提供

ライフラインが復旧する間に必要となる支援をします。

特に、被災者の健康を守る意味でもトイレの提供は必要不可欠です。

概要説明

給水

応急給水栓

- 比較的断水しにくく、飲み水として使用できる水道管が耐震化された設備



給水車

- 断水により応急給水栓が使用できない場合や断水エリアの住民への給水等で使用



トイレ

携帯トイレ

- 既設トイレに取り付けて使用する便袋タイプ
- マンホールトイレ設置完了までの間に使用する



マンホールトイレ

- し尿処理が不要となる下水道直結のトイレ
- 車いす対応型と男性用小便器（クワトロトイレ）も配備



マンホールトイレ
(一般型)

新たな取組

可搬型Wi-Fiの全救援センター導入

持ち運び自由、電源コンセントに差すだけで使用可能

- 従前導入していたWi-Fi設備は、救援センター（避難所）内で使用可能なエリアが限定されていることが課題
- 持ち運び自由であり、電源コンセントに差すだけで使用可能な利点を活かして、従前は、Wi-Fi使用可能エリアへの移動が困難であった身体が不自由な方にも通信環境の提供が可能



ボックス内に機器が収納されており、スペースを取らずコンパクトな仕様

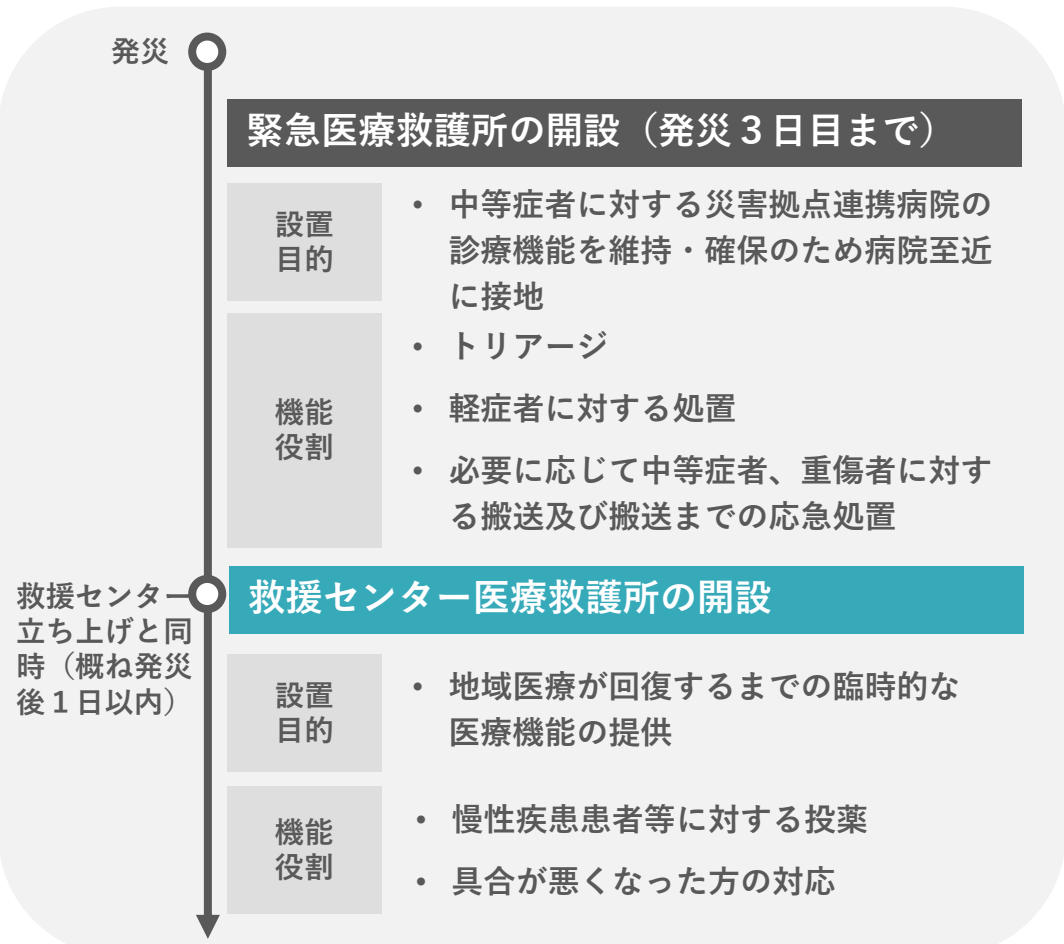


設置例（カウンター上）

慢性疾患の方への医療救護活動

救援センター医療救護所では、緊急性の低い軽症者や糖尿病、高血圧などの慢性疾患の方の治療、被災者の健康管理等を行います。

概要説明



救援センター医療救護所と緊急医療救護所の開設予定場所

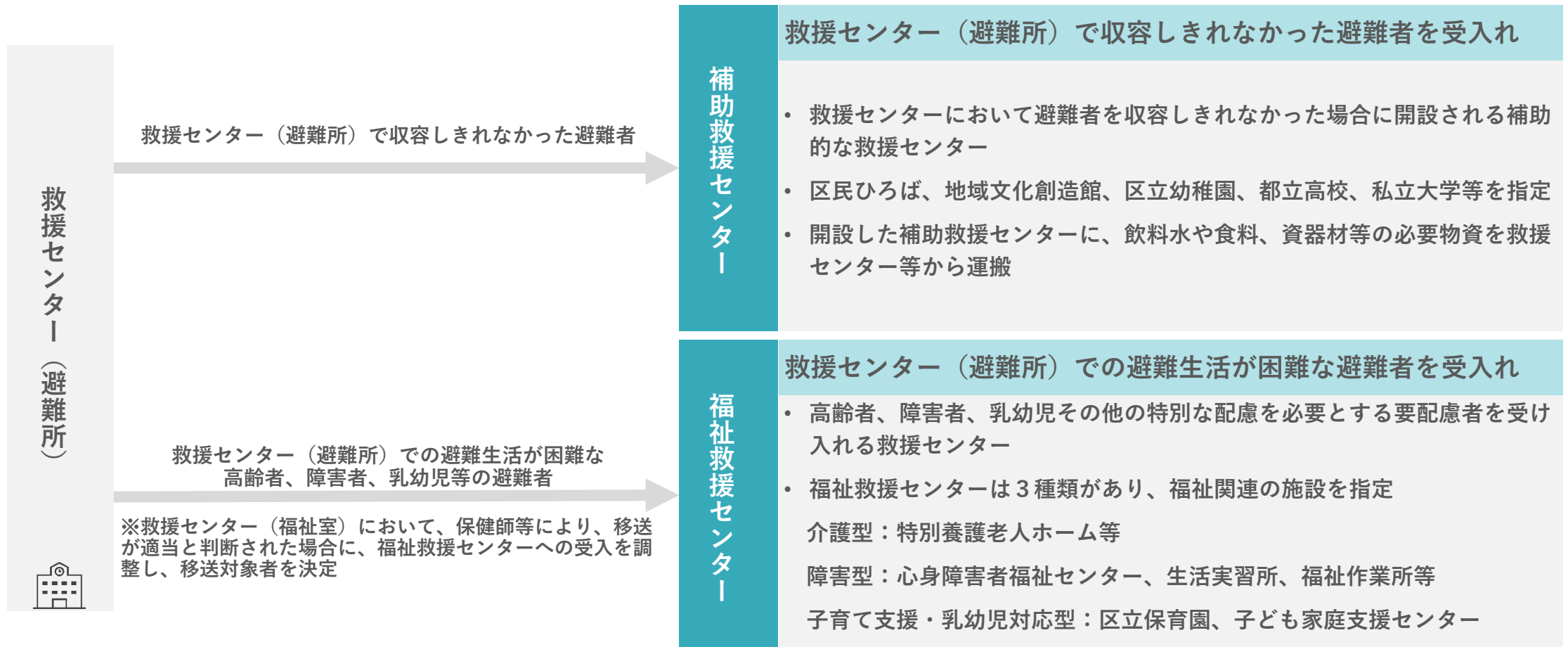
救援センター医療救護所は救援センター地域本部（12か所）に開設
 緊急医療救護所は、区内病院の近接地内に開設（10か所）



補助救援センターと福祉救援センター

補助救援センターは救援センター（避難所）で収容しきれなかった避難者を、福祉救援センターは救援センター（避難所）での避難生活が困難な避難者を受け入れます。

救援センター（避難所）との関係



救援センター開設運営訓練

救援センター開設キットの内容を理解するとともに、救援センター開設運営方法を習得するための訓練です。全救援センターで毎年1回実施しています。

訓練目的

1 救援センター開設キットの内容理解

2 救援センター開設運営方法の習得



救援センター開設キット外観

主な訓練参加者

町会

救援センター
配備職員

区民※

防災危機管理課

※教育部が管理する連絡ツール「すぐーる」にて、小中学校の保護者向けに訓練実施を周知

主な訓練内容

施設の安全点検、避難者受付、防災設備の設置手順等を確認



施設の安全点検



避難者受付



応急給水栓の設置



段ボールベッドと間仕切の設置

(参考) 救援センター開設運営要員を確保するための取組

あらかじめ区が指定する研修や訓練等に参加した方々を“**としま防災チーム**”と命名し、自主防災組織（町会）と連携・協力して、救援センター（避難所）を開設運営します。

としま防災チーム

としま防災チームは、防災士、女性防災リーダー、**防災サポーター**で構成されています。平常時は研修、訓練、防災啓発活動等を、災害時は救援センター（避難所）の開設運営を行います。

防災士

(募集中)

防災士資格を持ち、避難所業務に関する指揮又は助言を行う

- 防災士資格を取得し、あらかじめ区の指定する避難所業務の指揮に関する研修や訓練等に参加
- 避難所業務に関する指揮又は助言を行う

女性防災リーダー

(募集中)

女性の視点を取り入れた避難所業務を行う

- あらかじめ区の指定する女性の視点での避難所業務に関する研修や訓練等に参加
- 女性の視点を取り入れた避難所業務に関する指揮又は助言を行う

防災サポーター

(令和8年度4月から募集開始予定)

避難所業務の支援を行う

- あらかじめ区の指定する避難所業務に関する研修や訓練等に参加
- 避難所業務の支援を行う

ご清聴ありがとうございました